

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示に関する意見募集の結果について

令和8年7月2日
国土交通省海事局

国土交通省では、令和8年3月11日から令和8年4月10日まで、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

なお、当該改正案に関する御意見等ではなかったものについても、今後の参考とさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和8年3月11日（水）～令和8年4月10日（金）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び国土交通省ホームページに掲載
- ③意見提出方法：電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数3件（提出者数3名）

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局船舶産業課意見募集担当
電話番号03-5253-8634